

岡山県福祉サービス第三者評価結果公表要項

(趣旨)

第1条 この要項は、岡山県福祉サービス第三者評価結果の公表の内容及び手続等を定めることにより、サービスの質の向上を図るとともに、利用者の適切なサービスの選択に資することを目的とする。

(公表の内容)

第2条 評価機関は、福祉サービス第三者評価の結果等について、岡山県福祉サービス第三者評価実施要領様式第2号の内容により、これを公表する。

2 公表に当たっては、個人情報の保護に最大限の配慮を行うものとし、利用者又は職員個人（代表者及び管理者の氏名は除く。）が識別され得る情報は記載しない。

3 第1項の規定にかかわらず、事業者から公表について同意が得られなかった場合は、同意が得られない範囲において公表しないこととし、同意が得られない旨を公表する。

なお、全てについて公表に同意が得られなかった場合は、別紙様式により事業者名と公表を望まない旨を公表する。

(公表の方法)

第3条 前条の公表は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワーク」上で行うこととし、評価機関が前条により公表することとされた事項を入力することにより行う。

(公表期間)

第4条 評価機関は、岡山県福祉サービス第三者評価実施要領第8条の規定に基づく評価結果の提出の日から30日以内に公表するよう努めるものとし、その期間は、評価実施の属する年度の末から起算して3年間とする。

(事業者における公表)

第5条 評価を受審した事業者は、評価結果の概要等について、事務所内の見やすい場所に掲示するなど、自らもその公表に努めるものとする。

附則

この要項は、平成18年7月1日から施行する。

附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。